

資格情報のお知らせについて

<対象：2024年9月27日時点の加入者>

厚労省の通達により、全加入員（本人および家族）に通知します。

健保記号番号等の基本情報および**マイナンバー下4桁を確認してください**。

※通知時期：2024年10月25日

【事象別対応方法】

- 扶養から外したはずのご家族分の通知が作成されている。
 - ⇒ 健保の異動届（紙）等の提出が必要です。
詳細は[こちら](#)
※異動届（紙）を提出済みの方は、手続き不要です。
- 扶養しているはずのご家族分の通知が作成されていない。
 - ⇒ 健保の異動届（紙）等の提出が必要です。
詳細は[こちら](#)
※異動届（紙）を提出済みの方は、手続き不要です。（通知は2024年12月頃に一斉作成予定）
- 通知に記載されている基本情報が誤っている。
 - ⇒ 氏名変更届は[こちら](#) 提出先は[こちら](#)
- マイナンバー下4桁が記載されていない。
 - ⇒ 会社への届出が必要です。手続き等については各社の窓口にご確認ください。
※本件に関する会社からのメールを受信されている場合、メール記載の窓口へご確認ください。
※ESS利用会社の場合、ご家族のマイナンバーはESSで登録してください。
※ESSでは、「健保のみ扶養にされているご家族」のマイナンバーが登録できません。
その場合、[こちら](#)で「対象者」をお知らせください。健保でマイナンバーを照会します。
注意：マイナンバーそのものは記載しないでください。
 - ⇒ 任継の方は、[こちら](#)で「対象者」をお知らせください。健保でマイナンバーを照会します。
注意：マイナンバーそのものは記載しないでください。
- その他の記載事項誤りについては[こちら](#)
注意：マイナンバーそのものは記載しないでください。